平成２６年（フ）第１３４号
広島県東広島市安芸津町小松原486番地
債務者　山本　早紀
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩元　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６８号
埼玉県所沢市大字上安松499番地の１
債務者　成田　廣實
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井眞一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２８号
岩手県奥州市江刺区米里字人首町５番地１
債務者　家子　正弘
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１４９５号
大阪府大東市三箇５丁目６番12号
債務者　藤上　光司
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安　　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４９６号
大阪府大東市三箇５丁目６番12号
債務者　藤上　亜紀
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安　　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５９２号
大阪府吹田市山田北５―14　介護老人保健施設千里、住民票上の住所大阪市城東区成育２丁目７番11号
債務者　水田　早苗
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木虎　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６２１号
神戸市北区藤原台中町７丁目16―24　オナーズヒル24、住民票上の住所兵庫県宝塚市ゆずり葉台２丁目15番７号
債務者　田村　辰也
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９０号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜１丁目８番28号201
債務者　岩崎　文夫（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　麻樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１００号
大分市高松東１丁目４番20号　高松サンロイヤル602
債務者　橋本　　修
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７７号
さいたま市西区大字中釘1487番地16　２Ｆ
債務者　石川　方一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　　譲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
静岡県浜松市中区和合町178番地の68　スカイスクレーパー102号室、前住所静岡県浜松市東区笠井町567番地　コーポ雅102
債務者　三浦　貴也
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１４５３号
奈良県香芝市関屋北５丁目12番８号
債務者　武田　利生
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋田　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５６６号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ３―1302号
債務者　松浦　好伸
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６８号
堺市堺区錦綾町３丁５番２号、前住所堺市堺区甲斐町東５丁３番10号
債務者　今田　一曉
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沢田　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７４３号
札幌市南区南沢５条４丁目１番38号　プリメーラ54―203号
債務者　千野　　修
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９３号
茨城県ひたちなか市大字稲田424番地
債務者　間野　正敏
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４７７号
札幌市白石区本郷通８丁目北７番１―506号
債務者　細野　　衛
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸星　渓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日　第明治二十二年五月三日